

西巢鴨中学校付近の旅館業営業許可申請について

1. 本件概要

西巢鴨中学校付近で旅館営業許可申請が行われ、池袋保健所長から教育委員会宛に、学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがあるか否かについて別紙1のとおり意見照会が行われたため、学校長からの意見（別紙2）を踏まえ、別紙4「旅館業営業許可について（回答）」のとおり回答いたしたい。

なお、本件は、令和2年7月開催の教育委員会定例会にて協議した建物内の別室にかかる申請である。

2. 旅館営業許可の概要

(1) 照会の根拠（旅館業法第3条第4項）

旅館業を営業するためには、保健所の許可が必要となる。許可にあたっては、旅館業に係る施設の周囲おおむね100メートル以内に学校、図書館児童福祉施設等がある場合、施設を所管する首長又は教育委員会の意見を求めなければならない。

(2) 意見照会の対象となる施設（旅館業法第2条）

① 旅館・ホテル ② 簡易宿所 ③ 下宿

本施設は、①の旅館・ホテルである。旅館・ホテルとは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものを指す。

3. 当該施設の概要

別紙1「旅館営業許可について（照会）」のとおり。

(1) 学校からの見通し

当該施設は西巢鴨中学校敷地の北側約98メートルに位置する。学校との間には、複数の高層建物が立ち並んでいるため、学校から当該施設を見通すことはできない。

(2) 施設周辺の状況

都市計画上の用途地域は商業地域であり、付近は高層の共同住宅、店舗、事務所等が混在している。前面道路は朋有小学校の通学路に指定されている。

4. 令和2年7月の教育委員会回答

別紙3「旅館営業許可について（回答）」のとおり。

5. 教育委員会回答案

別紙4「旅館営業許可について（回答）」（案）のとおり。